

令和4年第4回町議会定例会会議の経過 (12月9日)

- 議長 皆さん、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。 (午前9時00分)
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第70号 山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。
- なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託をしてありますので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。
- 議席番号7番、瀬戸伸二総務環境常任委員長。
- 7番 瀬戸 おはようございます。
- それでは、総務環境常任委員会に付託されました案件につきまして、ただいまより報告させていただきます。
- 令和4年12月8日、午前9時から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長並びに企画総務課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和4年12月7日の本会議で当委員会に付託された、議案第70号 山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを審査いたしましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。
- 出席者、瀬戸伸二、瀬戸恵津子委員、瀬戸顯弘委員、大野徹也委員、堀口恵一委員、石田照子委員。
- 町出席者、町長、副町長、企画総務課長。
- 挨拶の後に質疑に入りました。
- 堀口委員。社会全体のデジタル化に対応した個人情報とデータ流通の両方が求められているが、どのような課題があるか。
- 企画総務課長。現状、団体ごとに個人情報保護条例の規定・運用の相違がありデータ流通の支障となる。また、求められる保護水準を満たさない団体もあると専門家から指摘されている。こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、全ての地方公共団体の的確な運用が確保されることになる。

堀口委員。課題については十分解決されたという認識でよいか。

企画総務課長。現在、地方公共団体だけで1,700を超える自治体があり、それらの自治体がそれぞれの条例を定めている。今後は全ての法律で規制されるので、1,700を超える地方自治体全てに同様の規制が適用されるということで、先ほど述べた課題は解決できると考えている。

大野委員。個人情報保護とデータ流通の両立ということで、個人情報保護に関しては一元化され、それらの課題は解決されると思われるが、データ流通の関係、この点について、地方公共団体において何か障害になるようなことはないのか。

企画総務課長。現状、地方公共団体についてはそれぞれの条例があり、民間事業者についても異なる規制となっていたが、今後は地方公共団体も民間企業も同様の規制となる。問題となっていた文言の違いや解釈の違いが統一されるので、データ流通もかなり進むのではないかとと思われる。

大野委員。データ流通というのは個人情報保護とは相反する部分もあると考えられる。例えばどこからかその情報を求められ、それを提供する場合、制約等があるかと思うが、その辺は個人情報保護委員会等にお諮りするか、そういった仕組みになっているのか。

企画総務課長。個人情報をごどこかに提供する場合は、個人情報保護審査委員会に諮り、審査会の委員がセキュリティー等について審査を行って、データを提供するといったシステムになっている。

石田委員。先ほどの説明で、様々な団体の規定や運用ルールが別々だったものを法律で共通のルールにするということにより、データベースも含めて情報がしっかりと守られるということが、今回の改正の目的の一つではないかと思うが、その中で今まで国や独立法人、あるいは民間事業者、地方公共団体でそれぞれが情報を別々に管理されていたものを、令和5年4月から国の機関である個人情報保護委員会が一元的に管理するということだが、個人情報保護委員会はどのような組織なのか、詳しく説明していただきたい。

企画総務課長。個人情報保護委員会は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務としており、独立性、政治的中立性を有する国の独立行政委員会で、

平成28年1月に内閣府の外局として設置されている。個人情報保護等に基づき、個人情報の保護に関する基本方針の策定推進に関する業務、個人情報等の取扱いに関する監視・監督に関する業務等を担っている。具体的には個人情報取扱事業者や行政機関等に対して必要な指導、助言や調査等を行い、必要があると認められる場合には勧告等も行うことができるとなっている。町が設置する情報公開・個人情報保護審査会とは別の組織である。

石田委員。町には情報公開・個人情報保護審査会というのがあり、これとは別の動きになると思うが、そうなる国と市町村で設置している組織とで個人の情報が守られるという解釈でよいか。

企画総務課長。そのとおりである。もともと民間事業者は個人情報保護法があり、市町村が条例で運用してきたが、今後は、個人情報保護委員会と情報公開・個人情報保護審査会とで適切に守られていくという形になっている。

大野委員。個人情報保護法が上位の法律という中で、それらの機関については当然、監視・保護を行う機関となると思う。今回は個人情報保護法を施行するための条例を制定するということであると思うが、この中で要配慮者の関係について条例等で定めることを求められているのか。

企画総務課長。法律にある要配慮者個人情報というものだと思うが、現時点で、町としては特別に定める予定はない。まず、法律の定めとおりに運用を行い、今後町として法律以外の方を要配慮者と規定する必要性が生じれば、条例改正に応じていくことを考えている。

大野委員。要配慮者の関係については、災害対策基本法の中では、災害時、要配慮者について関係機関に情報を提供できるということになっており、それらの法律で提供できればよいが、個人情報保護法が影響してその部分がうまくいかないことが危惧されているということが言われている。

企画総務課長。地域性もあり、本町の場合は、災害時には要配慮者の情報は提供して助けたほうがよいという意見の方が多数を占めていると考える。要配慮者の情報については提供し、利用できるように、しっかりと国の意見も聞きながら、共助を強め、災害に強いまちになるようしっかりと検討していく必要がある課題だと思っている。

大野委員。今言われたように、災害対策基本法の中で対応できるというこ

とであるが、地域の事情、地域の特性という点については、個人情報保護委員会に申請という形なのか分からないが、地域事情を考慮してという形でケアをしていけばよいのではなかろうかと思うが。関連でマイナンバー法についても同様に個人情報の規制があると思うが、そういったもので二重三重に規制され、例えば住民基本台帳の管理、安全措置の関係やDVの関係等、それらについても担保できるような形に精査してもらったほうがよいのかと思う。

企画総務課長。この件はしっかりと検討していきたい。

瀬戸顯弘委員。従来、各地方公共団体において、1,700以上の個人情報保護条例が個別にあり、本町も同じように個人情報保護条例を制定し、町民の個人情報を守っているわけだが、今後は国が定めた法律により、全ての団体が同様のルールで個人の情報を守っていくとなっているが、今のマイナンバーカードの普及状況からも感じているが、個人の情報の保護について、国において適切に運用されているのか危惧している町民が相当数いるのではないかと考えている。このことについて、どのように払拭していくのかということも大きな問題であると考えている。それらを払拭できれば賛成であり、自分の個人情報が国によって守られていると考えるが、この点について、どう考えているのか。

企画総務課長。今回、国が個人情報保護法の改正に至った背景として、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることが挙げられる。こうした中で、団体ごとに定められた個人情報保護の規定が、一方では求められる保護水準を満たさないものもあること、また、団体間において制度運用の相違があること等が問題となった。今回の個人情報保護法の改正は、従来、団体ごとに運用されてきた個人情報保護制度を統一かつ的確に運用するため、全国共通ルールを法律により規定しようとしたものと言える。

今回の法改正により、全国的な統一ルールが設定されることになるため、むしろ肯定すべきことと捉えている。

本制度改正については、町民に対してしっかり啓発していくべきと考えている。

瀬戸顯弘委員。特に町民が心配しているのはその部分なので、それをど

うやって啓発していくのか、それが一番重要だと思う。

企画総務課長。町民の個人情報扱を扱う職員に対して、今回の法改正をしっかりと周知していきたいと思う。

瀬戸恵津子委員。条例第3条の登録簿について、これが一番関心のあるところで、これは今まででもやっていたことをそのまま引き継いでやっていくということだと思うが、この第4条と第5条について、詳しく御教示いただきたい。

企画総務課長。第4号、第5号に該当するのが、事務を行う上での何の法律や条例に基づいて行うかといった根拠法令、その事務を開始する年月日、親族関係や婚姻情報等であり、これらはその事務で登録が必要であればチェックするというものである。

瀬戸恵津子委員。様式ということに理解した。

企画総務課長。その様式は規則で定めている。規則は議会にはお諮りしていないが、ホームページで誰でも閲覧できるようになっている。

瀬戸恵津子委員。現在の条例には制限の細かい内容の記載があるが、今後そういう制限の内容は国の法律に記載されるということか。

企画総務課長。現在の条例は第44条まで規定があったかと思うが、今後は法律で規定されているので、法律に規定されていない部分だけを条例に規定すると理解していただきたい。

大野委員。個人情報取扱事務登録簿の関係、それは個人を特定できるものであるため、しっかりと登録簿に記載して管理しなさいという意味か。

企画総務課長。事務登録簿については、現在、企画総務課で一括管理しているが、管理しているのは事務の名称だけと考えていただきたい。事務登録簿については個人情報に入っておらず、個人情報は担当課で所有している。

大野委員。個人情報はそれぞれの課において、パソコンで管理し、データベースとして活用していると思うが、安全管理の点、安全措置については、各課に任されて責任者もあり、個人情報の取扱いの規定のようなものがある中で管理されていくのか。

企画総務課長。町では、町が保有する情報の機密性、安全性及び可用性の確保を図るために情報セキュリティポリシーを定めている。

大野委員。そのような中で、誰がデータを使用したか、パスワード管理はどうなっているのか、データベースはどのように情報を扱っていくのかということでのチェックはできているのか。

企画総務課長。パスワードで管理しており、職員が個々にパソコンにログインして事務を行っている。企画総務課では、このIDによって職員を判別し、24時間、誰がどの情報を見ているかチェックできるようになっている。

大野委員。こうした運用をしていることを町民へ周知するために、広報紙に掲載するなどが考えられる。

企画総務課長。今回の改正についても広報紙で町民に周知する際に、町職員の取扱要領についても記載して周知できればと考えている。

石田委員。確認だが、先ほど個人情報取扱事務登録簿について、一般の閲覧に供しなければならないとなっているが、これは事務登録簿のみで、詳しい個人情報は掲載されていないということでしょうか。

企画総務課長。事務登録簿には個人の情報は掲載されていない。実際の個人情報は、その事務を行っている担当課で所有している。

瀬戸伸二。条例第6条第2項に「事務処理上、困難」という文言がある、その困難とはどういうことか。

企画総務課長。第6条の事務処理上の困難な場合の30日以内というのは、請求に対する諾否を決定する期日のことである。事務処理上困難な場合というのは、神奈川県では請求されている情報の中に第三者が多数いる場合、公開・非公開について第三者意見を聞かなければならないため、30日まで延ばすとなっている、延長する場合は請求者にもその内容を伝えるようになっている。

大野委員。現在の個人情報取扱事務登録簿の登録件数は。

企画総務課長。約800件の事務を、個人情報を取り扱う事務として登録している。

大野委員。新規条例を旧条例と比較して規則が後退したという部分、例えば、旧条例で規定されていたが新規条例では廃止になった部分、あるいは新規条例により新たに規制が進んだと言える部分、旧条例では規定されてなかったが、新規条例で新たに設けられた規定があれば伺いたい。

瀬戸顯弘委員。併せて、法律上規定されていないが、町で独自に定めている規定があれば、御教示いただきたい。

企画総務課長。旧条例による保護体制の維持という観点からいえば、旧条例における個人情報取扱事務登録簿に関する規定を引き続き設けている。改正法では、保有する個人情報が1,000人未満である事務については、保有の状況を明らかにする必要はないが、本町における個人情報の内容・所在等、保有の状況を明らかにし、適正な取扱いを確保するために、保有する人数にかかわらず、取扱事務登録簿を作成し公表するものである。

堀口委員。個人情報保護制度の運用について、これまで年間どの程度開示請求があったのか御教示いただきたい。

企画総務課長。個人情報保護制度の運用は、平成14年4月の保護条例施行に伴い開始された。平成14年以降の開示請求件数は7件であり、口頭による簡易開示の請求件数が15件の合計22件になっている。口頭による開示請求は、職員採用試験の結果を受験者の求めに応じ、開示したものである。

瀬戸伸二。金融庁、裁判所、警察、税務署等から個人情報の開示請求を受けることはあるか。

企画総務課長。情報公開請求や選挙人名簿の閲覧請求を受けることはあるが、個人情報の開示請求を受けたことはない。

瀬戸伸二。条例第7条に規定する個人情報が著しく大量とは、具体的にはどの程度の量のことをいうのか。

企画総務課長。神奈川県では、特定部局の保有する全ての個人情報の開示請求や、担当者がその担当業務を遂行しながら、全ての個人情報について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を要すると、開示請求を著しく大量であると規定している。量的な判断については、県の基準に沿った運用になると思う。

瀬戸顯弘委員。条例第2条に定める実施機関について問う。旧条例において議会と記された部分が財産区と記述されているが、理由について御説明願いたい。

企画総務課長。改正個人情報保護法において、第2条第11項第2号の規定により、議会は地方公共団体の機関から除かれることになった。財産区は、

地方公共団体の機関に含まれるため、新規条例において規定したものである。

瀬戸顯弘委員。社会福祉協議会はどのような扱いになるのか。

企画総務課長。地方公共団体の機関ではないため、個人情報保護法の規定に沿った対応が必要となる。

大野委員。民生委員、児童委員はどのような扱いになるのか。

企画総務課長。法務局からの委嘱を受けた委員であり、民生委員や児童委員には条例の規定によらず守秘義務がある。

以上で質疑を終了し、議案第70号 山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、全員賛成で承認されました。

以上をもちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第70号に関する審議結果についての報告を終了いたします。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第70号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

8 番 清 水 8 番、清水明議員。

8 番 清 水 8 番、清水です。

一応、委員会のほうでは了承されたということであります。また、これが成立すると非常に便利になるということについては疑問がないところではあります。1点、最近サイバーテロというものがはやっております、病院で手術ができなくなるとか。そういうことで、その点についての対処ということについては出てなかったように思いますが、国が一元化ということですから国がやるということで、町ではその点については何ら対処をする必要はないのかということをお伺いしたい。

議 長 7 番、瀬戸伸二総務環境常任委員長。

7 番 瀬 戸 サイバーテロに関しての御質問であります。国のほうも、まだその点は明確な回答が出てないということでありますので、今後の課題となると思っております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。

討論がないので直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第70号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第71号 山北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

なお、本件につきましても、総務環境常任委員会に付託をしてありましたので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号7番、瀬戸伸二総務環境常任委員長。

7 番 瀬 戸 それでは、総務環境常任委員会に付託されました案件につきまして報告させていただきます。

令和4年12月8日、午前9時50分から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長並びに企画総務課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和4年12月7日の本会議で当委員会に付託された議案第71号 山北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを審査いたしましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者は70号と同様であります。

瀬戸恵津子委員。現在、足柄上郡5町で共同設置している審査会と、今回条例で設置する山北町情報公開・個人情報保護審査会とは別の組織になるのか。

企画総務課長。今回の条例制定により、組織の名称は異なるが、従来どおり足柄上郡5町、同じ人を審査会の委員として引き続き委嘱することになる。

審査請求等、個別の案件でない場合、足柄上郡5町共通の案件であれば、共同で審査を開催する。

個別の案件であれば、1町で諮問を図る形になる。

瀬戸恵津子委員。報酬はどのように支払うのか。

企画総務課長。山北町に個別の案件で来ていただく場合も、足柄上郡5町

共通の案件を審査いただく場合も、町からの報酬の支払いについては変わらない。

瀬戸恵津子委員。条例第6条第1項に定める諮問庁について確認したい。

情報公開条例で定める実施機関に議会は含まれるので審査会に諮問できるが、個人情報保護条例で定める実施機関に議会は含まれなくなるので、審査会に対し諮問はできなくなるという解釈でよいか。

企画総務課長。そのとおり。改正個人情報保護法において、議会は適用の対象外となった。議会に対する情報公開については、情報公開条例に定める実施機関に含まれるため諮問することができるが、個人情報保護については個人情報保護条例で定める実施機関に含まれなくなったため、諮問することができなくなるということである。

石田委員。審査会はどのような内容について審査するのか、もう少し具体的に説明いただきたい。

企画総務課長。情報公開も含め、請求に対する決定等について審査請求があった場合に、町から諮問に応じて審査を行うものが一番の仕事になっている。

また、条例の改正または改廃をしようとする場合や安全管理の基準を定めようとする場合及び個人情報の取扱いに関する細則を定めようとする場合などに審議する。

石田委員。個別の案件というのは、主にその町に審査請求があった場合で、条例改正や安全管理の基準等を定めようとする場合は、5町共同で審査会を開催するという解釈でよいか。

企画総務課長。お見込みのとおり。今回の条例改正に当たり、11月7日に審査会を開催し、委員から御意見をいただいたところである。

石田委員。審査会の開催実績について教示いただきたい。

企画総務課長。平成14年の条例施行に伴う制度開始から、情報公開審査会は18回、個人情報保護審査会は32回の開催実績がある。

石田委員。1年に1回は開催するのか。

企画総務課長。1年に1回は必ず開催する。個別の案件があれば、適時開催される。

以上で質疑を終了し、議案第71号 山北町情報公開・個人情報保護審査会
条例の制定については、全員賛成で了承されました。

以上をもちまして、総務環境常任委員会に付託された議案第71号に関する
審査結果についての報告を終了いたします。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第71号
について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。討論がないので直ちに採決に入りたいと思いますが、
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第71号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願
います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第73号 山北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第73号 山北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと
する。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町情報公開審査会及び山北町個人情報保護
審査会の統合に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 それでは、議案第73号 山北町情報公開条例の一部を改正する条例の制
定について御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、情報公開の請求に対する公開の決定機関を規定するとともに、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

2枚おめくりください。

第9条第4項につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律と整合を図るため、文言を改めるとともに、処理困難な請求に対する公開の決定期間を30日以内と規定しています。

第5項につきましては、新たに著しく大量な請求に対する公開の決定期間を45日以内と規定しています。

1枚おめくりください。

第14条につきましては、情報公開審査会を山北町情報公開・個人情報保護審査会に改めるものです。

それでは、2枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

施行期日。1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

1枚おめくりください。

経過措置。2項、この条例の施行の際現に山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の規定による改正前の山北町附属機関に関する条例第2条の規定により町に置かれた山北町情報公開審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る改正前の山北町情報公開条例第15条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3項、この条例の施行の日前に旧条例第14条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4項、この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

5項、附則第2項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6項、前項の規定は、山北町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

説明は以上でございます。

議長 長 説明が終わりましたので、議案第73号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第73号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第74号 山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 長 議案第74号 山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町情報公開審査会及び山北町個人情報保護審査会の統合に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第74号 山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

新旧対照表で御説明申し上げます。

2枚おめくりください。

別表につきましては、山北町情報公開審査会及び山北町個人情報保護審査会を山北町情報公開・個人情報保護審査会に改めるものです。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第74号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第74号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第75号 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第75号 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町情報公開審査会及び山北町個人情報保護審査会の統合に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第75号 山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

3枚おめくりください。

別表第2につきましては、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を情報公開・個人情報保護審査会に改めるものです。

それでは、2枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第75号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第75号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

日程第6、発議第3号 山北町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 それでは、発議第3号 山北町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。

山北町議会政務活動費の交付に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町議会議員、瀬戸恵津子。山北町議会議員、和田成功。山北町議会議員、瀬戸伸二。山北町議会議員、遠藤和秀。山北町議会議員、富田陽子。

提案の理由でございますが、地方自治法第100条第14項から第16項までの

規定に基づき、議会の審議能力の強化及び議会の活性化を目的とした議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

詳細説明につきましては、議会事務局より行います。

議 長
事 務 局 長

議会事務局長。

それでは、発議第3号 山北町議会政務活動費の交付に関する条例について御説明申し上げます。

初めに、本条例を新規に制定する趣旨でございますが、山北町では、これまで政務活動費制度を設けず、各議員においては、それぞれの負担の中で政策課題に対する調査研究などを行ってきました。しかしながら、住民からの要望が多岐にわたっている今日、議会の審議能力を向上させることが求められており、議会の活性化を目的とした議員の調査研究やその他の活動に資するため、必要な経費の一部として議員や会派に対し政務活動費を新たに交付することで、議会機能の強化を図るというものでございます。

それでは、条例の概要を説明させていただきますので、1枚おめくりください。

山北町議会政務活動費の交付に関する条例。

まずは本則でございます。

第1条につきましては、本条例の趣旨を定めたものですが、先ほどと説明が重複いたしますので割愛させていただきます。

第2条では、政務活動費を交付する対象について定めております。

現在、本町では会派の届出はありませんが、将来性を考慮し、議員のほか会派についても対象として定義しております。

このため、第3条第1項では、会派を結成した場合において、また同条第2項では、会派が消滅した場合における届出について規定しております。

第4条では、政務活動費を交付する方法について、議員の任期の満了が伴わない通常の年であれば、毎年5月31日までに交付することを定めております。

第5条第1項から1枚おめくりください。

同条第6項までは、会派に対して、また、第6条第1項から同条第5項ま

では、議員に対して交付する政務活動費の金額についてを定めているもので、基本的には月額1万円となっております。

第7条第1項では、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を規定しており、その細部に関する補足事項を同条第2項で定める別表、1枚おめくりいただき、右側の表のほう、こちらに示してございます。

お手数ですがお戻りください。

第8条につきましては、会派での政務活動費に関する経理責任者の選定義務を規定したものです。

第9条につきましては、収支報告書の提出に関する事項を定めたもので、同条第1項では報告書の提出方法について。2枚おめくりいただき、右側の様式を御覧ください。こちらの様式を用いて収支報告書を作成するとともに、領収書等の原本と併せて議長へ提出することとお戻りください。また、第2項では、その提出期限を通常であれば翌年度の4月10日と規定してございます。ただし、会派及び議員において異動などが生じた場合、報告書の提出期限をその生じた日から30日以内とすることを同条第3項において規定しております。同条第4項につきましては、提出された収支報告書の写しを議長か町長へ送付しなければならないことを定めております。

1枚おめくりください。

第10条では、政務活動費の適正使用の透明性を確保するため、議長は必要に応じて調査を行うことを規定しており、さらに調査等に関する意見を聴くため、第11条において、山北町議会政務活動費調査等審査会を設置することを規定しています。なお、この審査会に関しましては別に要綱を設け、構成人数や任務等について定めてございます。

第12条につきましては、会派及び議員がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、残余がある場合においては返還させられることを規定してございます。

第13条第1項では、提出された収支報告書及び領収書類について保存期間を5年とすることを規定するとともに、同条第2項においては、それらの書類を閲覧する場合は、山北町情報公開条例の規定によることを定めたものです。

第14条につきましては、本条例に定めるもののほかに必要な事項は別に定める規則に基づくことを規定してございます。

附則。

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、発議第3号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

13番、石田照子議員。

13番 石田 私は、山北町議会政務活動費の交付に関する条例に反対の立場で討論いたします。

政務活動費の必要性は認識しておりますが、施行期日、令和5年5月1日導入については時期尚早と考え、反対をいたします。

政務活動費は議員活動に対する必要経費であり、昨今の議員活動の重責を考えますと、議員としての資質の向上は必須であります。そのための研修への参加や資料の購入は議員の大きな責務であり、行政のチェック機能や政策提言につながり、町民の福祉向上においては町民の利益に寄与され有意義であると考えます。

しかし、財源は税金であり、導入には慎重さが求められます。来年5月には新しい顔ぶれで議会もスタートいたしますので、新たな視点でオープンに審議していただき、町民にも理解を得られる状況での導入を望みます。

以上でございます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 12番、富田陽子です。

私は、発議第3号に賛成の立場で討論いたします。

当議会では、これまで議会改革として議会のあり方検討委員会を立ち上げ、次世代育成、定数問題、ICT化という三つの小委員会を中心に議員の資質向上や成り手不足、次世代への育成、環境整備や議員定数について議論を重

ねてきました。今年の3月には、賛成多数で来年度の改選からの議員定数が14から12名に変更されました。来年の改選からは、少子高齢化、土砂災害、人口減少など、課題も多い当町において、これまでより2名少ない議員で住民の声を聴き、チェック機能を果たし、政策提言をしていかななくてはなりません。一人一人の責任の重み、役割は今まで以上に大きなものになります。

全国町村議会議長会でも、政務活動費は監視、政策提言力を高める重要な条件であると提言されています。

私は、定数の議論の際から、議員定数を削減しても、選挙でどんなメンバーになっても、議会力が衰えることがないように体制づくり、議員一人一人の資質向上が重要だと伝えてきました。おととしの議会アンケートの回答にもあった、議員がどんなことをしているのか分からないといった住民からの声が今後なくなるよう、議員それぞれが活動を周知、広報していくことも重要です。政務活動費を導入することにより、今まで以上に先進地の調査、研修や勉強会に積極的に参加し、住民の声に応じていくことが、町の発展、福祉向上につながると考えます。

また、全国的に共通の課題である、議員の成り手不足は当町も例外ではありません。前々回の選挙は無投票、2019年の選挙では選挙自体も危ぶまれておりました。成り手不足の原因の一つには、議員報酬の低さ、条件の悪さが挙げられています。だからこそ、来年の改選が行われる時期に合わせ、次世代への環境整備としての政務活動費を導入する必要があります。

よって、この条例案に賛成いたします。

議長 ほかにも討論はございますか。

以上で討論を終わりにし、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、発議第3号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数。よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

日程第7、発議第4号 山北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1 番 瀬 戸 発議第4号 山北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町議会議員、瀬戸恵津子。山北町議会議員、和田成功。山北町議会議員、瀬戸伸二。山北町議会議員、遠藤和秀。山北町議会議員、富田陽子。山北町議会議員、石田照子。

提案の理由でございますが、山北町議会議員の定数を定める条例の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明いたします。

議 長 議会事務局長。

事 務 局 長 それでは、発議第4号について、御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町議会委員会条例の一部を改正する条例。

山北町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

改正の経緯といたしましては、山北町議会議員の定数が来年の選挙時より改められることに伴うもので、総務環境常任委員会と福祉教育常任委員会に属する委員の定数をそれぞれ1名ずつ減らすものと、福祉教育常任委員会の所管事項の表記を改めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、1枚おめくりください。

第2条の表中、委員定数「7人」を「6人」にそれぞれ改め、福祉教育常任委員会所管事項の「こども教育課」の後に「教育特区推進室」を加えるものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、発議第4号について質疑に入ります。
質疑の方はどうぞ。
質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、発議第4号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、発議第4号は原案どおり可決されました。
日程第8、発議第5号 山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1番 瀬戸 発議第5号 山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町議会議員、瀬戸恵津子。山北町議会議員、和田成功。山北町議会議員、瀬戸伸二。山北町議会議員、遠藤和秀。山北町議会議員、富田陽子。山北町議会議員、石田照子。

提案理由でございますが、山北町特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、常任委員会及び議会運営委員会委員長の議員報酬の区分を新たに設けるため提案するものでございます。

詳細は、事務局より説明いたします。

議長 議会事務局長。

事務局 それでは、発議第5号について御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

改正の主な内容といたしましては、来年の議会議員選挙後、常任委員会常任委員長と運営委員長としての報酬を新たに設けるとともに、支給対象者及び対象日数について、より明確に定義するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、1枚おめくりください。

第3条第1項につきましては、新たに議員になった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の議員報酬を支給するに規定を改めるものです。

第3条第2項では、「議長、副議長及び」を削除し、また同条第3項の後に第4項として、前3項の規定により議員報酬を支給する場合において、月の初日から末日まで支給するとき以外の場合は、議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算するを新たに規定するものでございます。

第4条第1項では、「議長、副議長及び議員で、」を「期末手当は、」に、「在職する者には、期末手当を」を「在職する者に」にそれぞれ改めます。

第4条第3項では、「議長、副議長及び議員が」を「その者が」に改め、第5条第1項では、「議長、副議長及び」を削除するものです。

さらに別表第1におきましては、常任委員長及び運営委員長としての報酬月額26万円を新たに規定するものでございます。なお、この月額につきましては、山北町特別職報酬等審議会に御審議いただき、答申されたものでございます。

それでは、2枚お戻りください。

附則。

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、発議第5号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、発議第5号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、発議第5号は原案どおり可決されました。
日程第9、南足柄市外二ヶ町組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

内容については、議会事務局長より説明します。

事 務 局 長 それでは、南足柄市外二ヶ町組合の議会議員の選挙について、御説明申し上げます。

本選挙につきましては、南足柄市外二ヶ町組合議会議員の任期が令和5年2月9日をもって満了となりますので、同組合同規約第5条第2項の規定により選挙を行い、後任者を選出することの依頼が組合長から令和4年8月8日付でございました。このため山北町選出の組合議会議員の1名の選挙を行うものでございます。

任期は、令和5年2月10日から令和9年2月9日までの4年間となります。

なお、本件は、先例に倣い地元の湯坂自治会から、1名の方を推薦候補者として選出していただいております。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

1、組合議会議員、1人。

2、任期、令和5年2月10日から令和9年2月9日。

山北町選出の組合議会議員の推薦候補者。

氏名、田渕康男。

住所、山北町岸2338番地。

生年月日、昭和27年11月26日。

職業、農業。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議長が指名することに決定しました。
南足柄市外二ヶ町組合議会議員に田渕康男さんを指名いたします。
お諮りします。
ただいま議長が指名した田渕康男さんを当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、南足柄市外二ヶ町組合議会議員には田渕康男さんが当選人に決定いたしました。
日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。
お諮りいたします。
この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、別紙のとおり、議員を派遣することといたします。
なお、閉会中に変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。
日程第11、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。
議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。
お諮りします。
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常

任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることと決定いたしました。

以上をもって全日程を終了しましたので、令和4年第4回山北町議会定例会を閉会といたします。

それでは、10時30分より全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。
(午前10時12分)